

付託議案の取り扱いに関する理事会決定事項

1. 分科会の担当割り振りについて

付託された議案第1号令和7年度船橋市一般会計補正予算は、次のとおり、それぞれの分科会に割り振る。

- ・総務分科会

【総務委員会が所管する部局に関する事項及び他の分科会の担当に属しない事項】

- ・健康福祉分科会

【健康福祉委員会が所管する部局に関する事項】

2. 審査等の日程について

- ・1月15日（木） 本会議散会後に全体会を開き、各分科会の担当割り振り等、付託議案の取り扱いについての議事を行う。
- ・1月15日（木） 全体会散会後、総務分科会（第4・第5委員会室）、健康福祉分科会（第3委員会室）を開き、質疑を行う。
- ・1月16日（金） 午前10時、理事会を開き、全体会での質疑の通告を含め、全体会の議事を確認する。
- ・1月16日（金） 理事会散会後、全体会を開き、議案第1号に対する質疑・討論・採決を行う。

3. 全体会での質疑について

- ・付託された議案第1号を議題とし、質疑を行う。
- ・質疑方式は、従来方式・対面方式から選択する。
- ・時間については、所属議員3人以上の会派は1会派30分以内、無所属の委員は1人10分以内とする。
- ・質疑者は、1会派1人、ただし必要がある場合は複数とする。
- ・質疑の順序は、会派呼称順及び無所属議員の呼称順に行う。
- ・質疑者の有無、質疑者の名前は、1月16日（金）の理事会で質疑方式も含めて通告する。
- ・質疑者名等のメールによる通知は省略する。
- ・資料の配付及び掲示を行う場合は、1月16日（金）の理事会散会後、直ちに委員長の許可をとる。

4. 討論及び採決について

- ・付託された議案第1号を議題とし、討論・採決を行う。
- ・討論の方法は、1会派1人、挙手により発言を求め、反対、賛成の順に行う。無所属の委員も挙手により発言を求め、反対、賛成の順に行う。
- ・討論を行う場は、演壇とする。
- ・採決は、会議規則の規定により、挙手による表決となる。

5. 全体会の執行部への出席方要求について

- ・1月15日（木）の全体会の出席方要求については、行わない。
- ・1月16日（金）の全体会の出席方要求については、市長に対して行い、その他の執行機関には行わない。
- ・出席理事者の詳細は理事者側の判断とし、出席者の回答は、1月16日（金）の理事会で伝える。

6. 修正案等について

【全体会での質疑の通告があった場合】

議案第1号に対し、修正案・組み替え動議を提出予定の会派、または、無所属委員は、1月16日（金）の理事会散会後の質疑を行う全体会において、質疑終結後、休憩をとるので、休憩後直ちに、議場で、委員長に、提出予定である旨を申し出る。

その後、修正案・組み替え動議の提出を申し出た会派、または、無所属委員は、休憩に入った時から1時間以内に、修正案・組み替え動議を提出する。

修正案・組み替え動議が提出されたら、直ちに、議会会議システムに配架し、委員にお知らせし、確認の時間をとるため、配架してから1時間以上空け、全体会を再開する。

【全体会での質疑の通告がなかった場合】

1月16日（金）の理事会において、議案第1号に対し、全体会での質疑の通告がなかった場合、修正案・組み替え動議を提出予定の会派、または、無所属委員は、その理事会において提出予定である旨を申し出る。

その後、修正案・組み替え動議の提出を申し出た会派、または、無所属委員は、その理事会散会後の1時間以内に、修正案・組み替え動議を提出する。

修正案・組み替え動議が提出されたら、直ちに、議会会議システムに配架し、委員にお知らせし、確認の時間をとるため、配架してから1時間以上空け、全体会を開会する。